

特定病原体等の管理の徹底をお願いします！

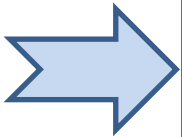
特定病原体等を、許可なく所持していた事案がありました(事案の概要)。

感染症法においては、二種病原体等を所持する場合には、事前に厚生労働大臣の許可、三種病原体等を所持する場合には、事後の届出が必要です。

病原体等(一部毒素も含みます。)を取扱う可能性のある研究室、施設等においては、所持・保管状況について再確認をお願いします。

(再確認のポイント)

- ☞ 病原体等の保管庫に、誰も使用していない中身が不明なアンプル等がありませんか？
- ☞ 病原体管理の対象には一部の毒素も含まれます。試薬の保管庫に毒素が保管されている、もしくは試薬管理のデータベース等に毒素の保管の記録がありませんか？



万が一、病原体管理規制の対象と疑われる病原体等を所持していることが判明した場合は、厚生労働省健康局結核感染症課までご連絡ください。(03-3595-3097)